

宮古市環境審議会委員 募集要項

1 趣旨

現在の宮古市環境審議会の委員の任期は、令和8年7月31日までとなっています。
そのため、令和8年8月1日からの委員について公募するものです。

2 環境審議会の役割

環境審議会の役割は、次のとおりです。

- ①環境基本計画の策定等に関して、意見を述べること。
 - ②市長の諮問に応じ、環境の保全及び創造に関する事項を調査・審議すること。
- また、環境の保全及び創造に関し、市長に対して意見を述べることとしています。

3 募集人員

1名

4 応募者の要件

- ・年齢が18歳以上（申込時点）の方
- ・市内に引き続き3ヶ月以上住所を有している方
- ・市の他の審議会等の委員を3以上兼職していない方
- ・年に数回（4回程度）開催する審議会に出席できる方
- ・審議会の協議に関し、広い視野に立って様々な角度から意見や提案をいただける方

5 任期

2年（令和10年7月末まで）

6 応募の方法

別紙「宮古市環境審議会委員応募用紙」及び「恵み豊かな自然の維持と、循環を基調とした持続可能な社会の実現について」と題した小論文（任意のA4判の紙、600字程度）を下記に提出してください。

なお、提出の方法は、郵送、FAX、電子メールまたは持参のいずれでも受け付けます。
応募用紙は、くらし安全課で配布するほか市ホームページからもダウンロードできます。

7 募集期間

令和8年5月15日（金）から6月15日（月）まで

8 応募期限

令和8年6月15日（月）必着

9 選考方法

応募された方の中から、提出いただいた小論文等をもとに選考します。

10 選考結果の通知

応募者全員に、選考結果を通知します。

11 問合せ・提出先

〒027-8501 宮古市宮町一丁目1番30号

宮古市 市民生活部 くらし安全課（宮古市役所1階）

TEL：68-9078（直通）

FAX：63-9110

E-mail：kurashi@city.miyako.iwate.jp